

各 位

会 社 名 株式会社ツムラ

代表者名 代表取締役社長CEO 加藤 照和

(コード番号 4540 東証プライム)

問合せ先 コーポーレート・コミュニケーション室長 犬飼 律子

(TEL. 03 - 6361 - 7100 )

当社従業員に対する信託型株式交付制度導入に関するお知らせ

当社は、2023年3月23日開催の経営会議において、当社の従業員(有期雇用者を除く。以下「制度対象者」という。)を対象とする信託型株式交付制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 本制度の導入の目的

(1) 2022 年 4 月、事業を行う上で守り続けている精神、原理・原則であり、従うべき天地自然の理法である「順天の精神」というプリンシプルのもと、原点として創業の想いであり、究極的に成し遂げようとする事業の志であるパーパス「一人ひとりの、生きるに、活きる。」を定めました。このパーパスは、創業の原点と 50 年・100 年先の未来をつなぐ大切なものです。そして、「プリンシプル」「パーパス」と同時に、2 つの新たなビジョン「ツムラグループ サステナビリティビジョン」「長期経営ビジョン TSUMURA VISION "Cho-WA" 2031」を発表いたしました。成長性としての「長期経営ビジョン」は 10 年単位で策定し、持続性としての「サステナビリティビジョン」は 2050 年のカーボンニュートラルの実現をゴールに見据えて 10 年ごとのマイルストーンとして策定しています。この 2 つの新たなビジョンを実現するためには、グループの事業と社会・地球環境との調和をはかりつつ、組織資本と人的資本の活用・最大化により、新たな企業価値と社会価値を継続的に創造していくことが求められます。当社は、個々の能力である「人的資本」とチーム力である「組織資本」こそ企業経営の基盤と位置づけ、多様な価値観を持った一人ひとりの人財が能力を高め、ビジョンの実現に向けて力を発揮し、チームとしての調和をはかり大きな成果をあげられる環境の整備をこれまで推進してまいりました。

今般、従業員の一人ひとりがパーパスと2つの新たなビジョン実現のための意識向上と能力の発揮、大きな貢献を成す意欲をより一層醸成することを目的として、本制度を導入いたします。

(2) 本制度は、中期経営計画期間を対象(以下「対象期間」という。ただし、当初の対象期間は2024

年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までとする)として、2つの新たなビジョン実現に向けた進捗目標(※1)の達成度等に応じて当社株式の交付および当社株式の換価処分金の給付(以下「当社株式の交付等」という。)を行います。なお、本制度の対象範囲には国内非居住者も含まれますが、居住国の法制などにより本制度の対象に含めることが困難な場合には、株式交付等に相当する金銭を本制度に代わり当社から支給することがあります。

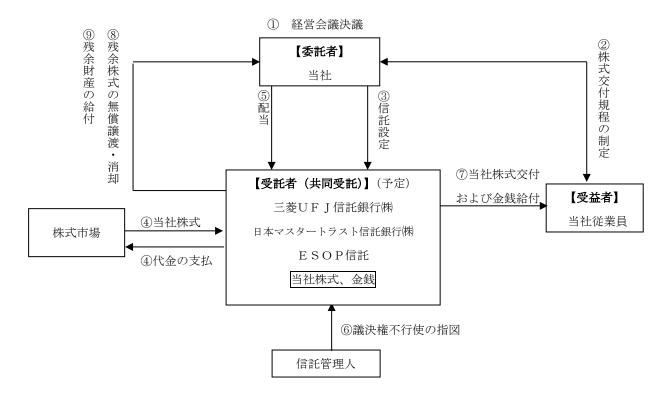
(※1) 進捗目標の達成度等を評価する指標は、従業員と一部の幹部従業員で別に設定いたします。 なお、サステナビリティビジョンに関する進捗目標は、サステナビリティ・ガバナンス・ 生産性に関連するものを設定いたします。

従業員	所属組織のサステナビリティビジョンに関する進捗目標等
一部の 幹部従業員	中期経営計画における連結売上高・連結営業利益・連結 ROE (対象期間平均)の全社業績目標並びに個々が設定する中期経営計画およびサステナビリティビジョンに関する進捗目標等

(3) 本制度は、株式付与ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 信託(以下「ESOP信託」という。)と称される仕組みを採用します。

ESOP信託とは、米国のESOP制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、 ESOP信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する対象従業員に交付するものです。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して経営会議の決議等必要な手続を行います。
- ② 当社は、経営会議等において本制度に関する社内規程として株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は金銭を拠出し、受益者要件を満たす従業員を受益者とするESOP信託(本信託)を設定し

ます。

- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から 取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 対象期間満了後、受益者要件を満たす者に対して、当社の株式交付規程に従い、2 つの新たなビジョン実現に向けた進捗目標の達成度等に応じ算定されたポイントに対応する当社株式の交付等を行います。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、信託契約の変更および本信託への追加信託を行うことにより、本制度またはこれと同種の株式交付制度として本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを経営会議決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分について、当社および取締役と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (注) 信託期間中、本信託内の当社株式数が不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託し、本信託により当社株式を追加取得することがあります。

#### (ご参考(1))

### 【信託契約の内容】

① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

② 信託の目的 従業員に対するインセンティブの付与

③ 委託者 当社

④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社(予定)

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤ 受益者 従業員のうち受益者要件を充足する者

⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

⑦ 信託契約日 2023年5月10日(予定)

⑧ 信託の期間 2023年5月10日 (予定) ~2025年8月31日 (予定)

⑨ 議決権行使 行使しない

⑩ 取得株式の種類 当社普通株式

⑪ 信託金の金額 13 億円 (予定) (信託報酬・信託費用を含む。)

② 株式の取得方法 株式市場より取得

③ 株式の取得時期 2023年5月17日(予定)~2023年6月9日(予定)

④ 帰属権利者 当社

⑤ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金

を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

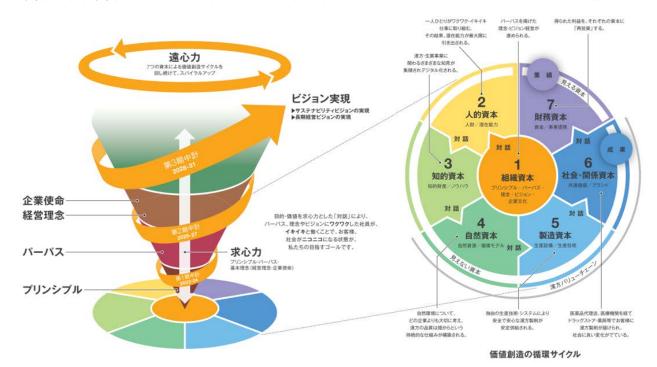
### (ご参考②)

# ○当社の「7つの資本による価値創造ストーリー」における本制度の位置づけ

当社は、組織資本を求心力として、7つの資本による価値創造サイクルを遠心力として、ビジョンを実現し、持続的な企業価値の向上を目指しております。

当社は、個々の能力である「人的資本」とチーム力である「組織資本」こそ企業経営の基盤と位置づけ、2020年度以降、全従業員を対象に、理念浸透ミーティング、コーチング・ミーティングを継続的に開催し、「目的と価値」を求心力とした対話を通じて、自らの潜在能力を発揮するとともに、チームビルディングを実施し、チーム力を高め、成長し続ける組織を目指した取り組みを継続的に行ってまいりました。2022年4月に2つの新たなビジョンを発表し、これを実現するための人的資本・組織資本の強化について当社経営陣で議論を重ねた結果、これまで行ってきた取り組みに加え、2つの新たなビジョンの着実な進捗を促すインセンティブとして本制度を導入することといたしました。

本制度導入を通じ、全従業員のパーパスと 2 つの新たなビジョンの実現に向けて意識向上と能力発揮、大きな貢献をしようとする意欲を醸成することを企図しております。企業価値を創造する源泉である人的資本・組織資本の活用・最大化をはかり、価値創造の循環サイクルを加速させることを目指します。



# ○本制度の内容に関する基本方針

本制度の内容は、ペイ・フォー・パーパスを基本思想として以下の方針に基づき決定いたしました。

- ① ツムラグループの理念経営の根幹であるプリンシプルやパーパスに基づくビジョンの実現への 貢献に報いるものとする
- ② サステナビリティやガバナンスへの取り組み、社会課題の解決などを通じたステークホルダー との信頼性の構築やツムラグループの持続的な成長への貢献に報いるものとする
- ③ 従業員一人ひとりのパーパスおよび2つの新たなビジョン実現に向けて、意識・貢献意欲を高めるものとする
  - ・従業員一人ひとりのチャレンジが反映される評価指標を定め、一人ひとりのチャレンジに 報いるものとする